

野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の概要について

第1条

趣旨規定として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の適用を受けて、野田市が個人情報を取り扱うことに関し必要な事項を定めることを明記するもの。

第2条

定義規定として、条例中で使用する用語が法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例によることを明記するもの。

第3条

野田市個人情報保護条例（平成12年条例第25号。以下「現行条例」という。）第5条の2に規定している「自己情報コントロール権の保障」に代わる「自己情報コントロール権の尊重」に係る理念規定を定めるもの。
※ 現行条例では、実施機関が公益上特に必要があると認めて実施機関以外の者にその保有する個人情報を目的外提供しようとする場合には、提供される情報の対象者に事前にその旨を周知することを義務付けるとともに、当該提供に異議を申し出た対象者の情報については原則提供しない旨を規定し、当該条文には「自己情報コントロール権の保障」という見出しを付している。

一方、法にはこのような旨の規定がなく、個人情報保護委員会によると、このような規定は、目的外提供について法の規定と重複する内容を規定するものであり、規定の競合に伴う混乱を排除するため、これらの規定を改正法の施行後の施行条例で設けることはできないが、条例に条文は設けず、第三者提供を行うか否か判断する内部的な運用として、本人から第三者提供に対する異議があったことを判断要素とすることは妨げられるものではないとのことであったことから、条例において「自己情報コントロール権の保障」に係る具体的な異議申立てに係る運用は規

定しないものとし、「自己情報コントロール権の尊重」に係る理念規定を置くものとする。具体的な異議申立てに係る運用については、別に策定する「野田市個人情報の保護に関する法律施行条例の解釈及び運用の手引（仮称）」に次の事項を記載するものとする。

・記載事項

【旧野田市個人情報保護条例第5条の2に規定されていた手続について】

法第69条第2項第3号及び第4号を適用して保有個人情報を目的外に提供する際（①当該保有個人情報が出版、報道等により公にされているとき、②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるときを除く。）には、次の手続をとること。

- 1 当該提供の対象となる者（以下この条において「対象者」という。）に対し、あらかじめ、提供の趣旨及び内容、異議がある場合の申出の方法その他対象者の自己情報コントロール権を保障するために必要な事項を野田市報及び野田市のホームページへの掲載の方法により周知する。
- 2 前項に規定する申出があったときは、原則として、その者の個人情報の提供をしない。

第4条

現行条例に規定している個人情報取扱事務の届出制度に基づき作成している個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）の運用を継続するための規定を設けるもの。

なお、市の機関は、登録簿の記載事項について、野田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告し、当該報告に係る事項について意見を求めることができるものとする。

第5条

法の規定により、条例で定める必要がある開示請求の手数料について、現在の運用のとおり手数料を無料とし、コピー代及び郵送料は実費を徴収

することを明記するもの。

第6条

開示請求の手續において、法に規定された項目のほか、開示の手續に関する事項を明記するもの。

第7条

審査会への諮問事項について、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことができるよう規定するもの。

附則第1条

施行期日を定めるもの。

附則第2条

現行条例を廃止することを定めるもの。

附則第3条及び第4条

現行条例の廃止に伴う守秘義務、開示、訂正及び利用停止に係る請求並びに罰則規定に係る経過措置を定めるもの。

附則第5条

個人情報保護法の適用に伴い、野田市情報公開条例（平成8年野田市条例第25号）の一部を次のように改めるもの。

- (1) 第6条に規定する不開示情報の書きぶりが法の規定の書きぶりと異なることで、混乱を生じないように、改めるもの。
- (2) 第10条第1項、第11条及び第13条に規定のある開示決定までの期間を法と合わせるため、改めるもの。
- (3) 開示等決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求について、行政不服審査法第9条第1項本文による審理員の指名は、手續の迅速化を図るため、適用除外の規定を追加し、及び審査請求があった場合の手續を

法と合わせるため、改めるもの。

附則第6条

情報公開条例の一部改正に伴う開示請求に係る経過措置を定めるもの。

附則第7条

個人情報保護法の適用に伴い、野田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成23年野田市条例第1号）の一部を次のように改めるもの。

- (1) 第2条第1号の実施機関、同条第2号の諮問庁及び第4号の個人情報に係る定義規定を改めるもの。
- (2) 第3条の所掌事務中、現行条例に基づくものを法に基づくものに改めるもの。

(参考)

法が委任し、又は許容している事項のうち、条例に規定しない事項について

1 条例要配慮個人情報

改正後の第60条の規定に基づき、法が規定する要配慮個人情報のほかに、地域の特性その他の事情に応じて定めることができるが、現行条例の規定が、法に規定する要配慮個人情報と同じ内容であることから、新たに規定する必要はないと考える。

2 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の制度に係る手数料に関する規定

施行日時点では、都道府県及び政令市にのみ義務化される制度であることから、導入の可否については、今後において検討することとする。